平成 24 年度　事務事業事後評価調書（平成　23　年度事業）

整理番号	10	ー	38

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	雄武公共下水道事業					
評価者	担当課名		建設水道課	担当係名		下水道係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	佐竹邦夫		氏名	永井栄次
事業の概要	雄武町市街地区の汚水排除により、公共用水域の水質保全、快適な居住環境を確保するために実施する事業であります。					

全体計画	/単年度繰返	
（平成 20 年度～ 24 年度）		
事業費	国・道支出金	280,800 千円
	地方債	219,700 千円
	その他	27,700 千円
	一般財源	6,100 千円
	事業費計	534,300 千円

実施方法	■ 直営	民間委託	その他（　　）
第５期総合計画（前期）	■ 登載事業	非登載事業	優先度 A

事業の位置付け			
政策目標	4	うるおい・雄武～生活環境・生活基盤の充実～	
基本施策	#	上・下水道の整備	
単位施策	2	下水道の普及促進	
事務事業の種類	■ 自治事務	法定受託事務	
その他計画・根拠等			

事業費	実施年度	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)
	国・道支出金	49,500 千円	26,100 千円	19,310 千円	79,035 千円	103,000 千円
	地方債	37,300 千円	21,300 千円	14,600 千円	63,200 千円	83,300 千円
	その他財源	2,300 千円	1,900 千円	2,800 千円	5,348 千円	961 千円
	雄武町負担額（一般財源）	2,499 千円	1,930 千円	2,823 千円	3,099 千円	3,239 千円
	合計	91,599 千円	51,230 千円	39,533 千円	150,682 千円	190,500 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	町民	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	公共用水域の水質悪化や快適な居住環境の確保。	管路延長・施設更新件数		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	公共用水域の水質保全や快適な居住環境。	① 管路延長／管路延長の実績	目標年度	平成23年度
			目標値	468 M
			実績値	468 M
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	公共用水域の水質保全及び居住環境の向上。	②	目標年度	
			目標値	件
			実績値	件
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
民間業者による工事の実施	入札により民間業者に工事を発注し、雄武公共下水道事業を実施した。

3 事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	公共用水域の水質保全、快適な居住環境を確保するためには、町が担う必要がある。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	管渠布設事業を実施したことにより、下水道普及率、水洗化率が向上となり、公共用水域の水質悪化の軽減が図られた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 □その他	曲線部において、22°1/2以下の曲管を使用し、マンホール箇所数（4箇所）を減らしコストを抑制したことは効率的であると判断する。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 ■受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る □その他	下水道管渠布設地域の住民から整備費の一部として、対象者から受益者負担金を徴収していることは公平であると判断する。

4 総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
公共用水域の水質保全、快適な居住環境を確保するためには必要な事業であり、今後も計画通り事業を進めることが適当であると判断する。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
管渠布設工事については、未普及地域を解消するためには必要な事業であり、浄化センターについては、老朽化している機器について改築更新を実施し施設の延命化を図るためには現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5 その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）